○内閣府告示第八十五号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁・総務省令で定める事務を定める命令第十条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令（令和八年内閣府令第二十六号）附則第二条及び第三条の規定に基づき、内閣総理大臣が認める地方公共団体の児童扶養手当システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置及び内閣総理大臣が認める地方公共団体等の一部を改正する告示を次のように定め、告示の日から適用する。

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

内閣総理大臣が認める地方公共団体の児童扶養手当システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置及び内閣総理大臣が認める地方公共団体等の一部を改正する告示

（内閣総理大臣が認める地方公共団体の児童扶養手当システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置及び内閣総理大臣が認める地方公共団体の一部改正）

第一条　内閣総理大臣が認める地方公共団体の児童扶養手当システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置及び内閣総理大臣が認める地方公共団体（令和八年内閣府告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

第五号を次のように改める。

五　府令附則第二条第二項に規定する内閣総理大臣が認める地方公共団体は、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県大江町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県小川町、埼玉県東秩父村、埼玉県宮代町、千葉県袖ケ浦市、千葉県匝瑳市、千葉県白井市、千葉県南房総市、千葉県香取市、千葉県いすみ市、神奈川県大井町、新潟県加茂市、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、長崎県諫早市、長崎県平戸市及び長崎県松浦市とする。

別表第一を次のように改める。

地方公共団体	機能要件の標準
神奈川県綾瀬市	告示別表第一の0200126の項、0200130の項に係る機能要件
北海道旭川市、青森県五所川原市、福島県郡山市、千葉県富里市、東京都昭島市、大阪府和泉市、奈良県生駒市	告示別表第一の0200014の項、0200021の項、0200022の項、0200033の項、0200115の項、0200145の項、0200148の項、0200156の項、0200157の項、0200169の項、0200174の項、0200175の項、0200182の項、0200210の項、0200232の項、0200254の項、0200259の項、0200267の項、0200292の項、0200348の項、0200365の項、0200379の項、0200380の項、0200390の項、0200399の項、0200405の項、0200409の項、0200413の項、0200418の項、0200422の項、0200426の項、0200428の項、0200432の項、0200437の項、0200443の項、0200461の項、0200466の項、0200468の項、0200470の項、0200477の項、0200480の項、0200481の項、0200484の項、0200486の項、0200488の項、0200490の項、0200493の項に係る機能要件
宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県大江町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県小川町、埼玉県東秩父村、埼玉県宮代町、千葉県袖ケ浦市、千葉県匝瑳市、神奈川県大井町、新潟県加茂市、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市	告示別表第一の0200002の項、0200042の項、0200142の項、0200154の項、0200161の項、0200164の項、0200173の項、0200178の項、0200201の項、0200220の項、0200246の項、0200259の項、0200264の項、0200267の項、0200278の項、0200281の項、0200282の項、0200288の項、0200300の項、0200304の項、0200348の項、0200373の項、0200478の項、0200486の項、0200490の項、0200492の項、0200493の項、0200496の項に係る機能要件
北海道三笠市、北海道中富良野町	告示別表第一の0200162の項、0200164の項、0200169の項、0200187の項、0200196の項、0200255の項、0200267の項、0200277の項、0200285の項、0200310の項に係る機能要件
北海道函館市、山形県鶴岡市、福島県福島市、埼玉県上尾市、東京都港区、東京都江東区、東京都品川区、東京都足立区、東京都青梅市、東京都東久留米市、神奈川県藤沢市、神奈川県厚木市、静岡県富士宮市、静岡県富士市、大阪府東大阪市、長崎県長崎市、大分県大分市	告示別表第一の0200099の項、0200123の項、0200127の項、0200135の項、0200161の項、0200162の項、0200164の項、0200165の項、0200169の項、0200173の項、0200186の項、0200187の項、0200196の項、0200209の項、0200220の項、0200236の項、0200237の項、0200244の項、0200255の項、0200267の項、0200268の項、0200277の項、0200285の項、0200304の項、0200310の項、0200332の項、0200340の項、0200348の項、0200373の項、0200411の項、0200430の項、0200450の項、0200451の項、0200474の項、0200477の項、0200486の項、0200488の項、0200490の項、0200492の項、0200493の項、0200496の項に係る機能要件